懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　太田　　寛
　登録番号　18765
　事 務 所　愛知県半田市昭和町１―２昭和ビル
　　太田寛法律事務所
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年10月４日

平成 23 年 10 月 12 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 23 年 10 月 28 日　　岐阜県教育委員会

1　⑴　失効した免許状
　氏名　大矢　雅彦、本籍地　岐阜県
　生年月日　昭和28年５月25日
　免許状の種類及び番号
　授与年月日　昭和51年３月31日
　授与権者　岐阜県教育委員会
　ア　小学校教諭一級普通免許状
　　昭50小１普第312号
　イ　中学校教諭一級普通免許状　理科
　　昭50中１普第302号
　ウ　高等学校教諭二級普通免許状　理科
　　昭50高２普第254号
　⑵　失効年月日　平成23年８月26日
　⑶　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
2　⑴　失効した免許状
　氏名　加藤　雅一、本籍地　岐阜県
　生年月日　昭和37年６月21日
　免許状の種類及び番号
　授与年月日　昭和60年３月31日
　授与権者　愛知県教育委員会
　ア　中学校教諭一級普通免許状　数学
　　昭59中一普第4771号
　イ　高等学校教諭二級普通免許状　数学
　　昭59高２普第5408号
　授与年月日　平成16年２月29日
　授与権者　岐阜県教育委員会
　ア　高等学校教諭専修免許状　数学
　　平15高専第221号
　⑵　失効年月日　平成23年８月26日
　⑶　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
3　⑴　失効した免許状
　氏名　川嶋　崇勧、本籍地　福井県
　生年月日　昭和61年５月15日
　免許状の種類及び番号
　授与年月日　平成21年３月19日
　授与権者　山梨県教育委員会
　ア　幼稚園教諭１種免許状
　　平20幼１第18号
　イ　小学校教諭１種免許状
　　平20小１第115号
　ウ　特別支援学校教諭１種免許状　知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域
　　平20特支１第７号
　授与年月日　平成23年３月25日
　授与権者　岐阜県教育委員会
　ア　幼稚園教諭専修免許状
　　平22幼専第２号
　イ　小学校教諭専修免許状
　　平22小専第21号
　ウ　特別支援学校教諭専修免許状　知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域
　　平22特支専第２号
　⑵　失効年月日　平成23年８月26日
　⑶　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公 示 送 達

蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかえる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付を受けるべき者が受領を拒み、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 28 日

蓮田都市計画事業馬込下蓮田
土地区画整理事業
施行者　蓮田市
代表者　蓮田市長　中野　和信

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　⑴　埼玉県蓮田市大字蓮田397番地１
　　井上　道明
　⑵　埼玉県蓮田市大字蓮田240番地
　　入江たか子
　⑶　千葉県船橋市高根台１丁目３番地288　404
　　岡本比呂志
　⑷　東京都豊島区南大塚１丁目31番17号
　　加納　善作
　⑸　埼玉県蓮田市大字蓮田148番地４
　　関根関次郎
　⑹　東京都品川区東品川１丁目８番１―906号
　　寺尾　千惠
　⑺　埼玉県蓮田市大字馬込1841番地
　　根本　豊治
　⑻　埼玉県蓮田市大字蓮田45番地１
　　吉田　兵蔵　外５名
　⑼　埼玉県蓮田市東六丁目４番14号
　　株式会社豊商事
　⑽　埼玉県蓮田市大字馬込800番地１―226
　　小山　正雄
　⑾　埼玉県蓮田市大字馬込800番地１―310
　　大野　一彦
　⑿　埼玉県蓮田市大字馬込800番地１―604
　　吉岡　章二
　⒀　埼玉県蓮田市大字馬込800番地１―617
　　渡辺　隆生
　⒁　埼玉県蓮田市大字馬込800番地２―410
　　酒井　克巳
　⒂　埼玉県さいたま市中央区下落合579番地
　　田中　清一
　⒃　埼玉県さいたま市岩槻区馬込77番地
　　中野　亀蔵
　⒄　東京都新宿区高田馬場３丁目18番13号
　　株式会社プリムラ
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定により、蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。
　なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを蓮田市大字蓮田宇野久保518番地２特設掲示場において掲示します。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に蓮田市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

会社その他公告

解散公告

当社は、平成二十三年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十八日
　札幌市東区北三〇条東二三丁目一番三号
　　株式会社工藤左官工業所
　　代表清算人　工藤　栄治

解散公告

当組合は、平成二十三年九月二十七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十八日
　群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原六七九番地の三
　　嬬恋村商業振興協同組合
　　代表清算人　黒岩　繁一

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十八日
　千葉県船橋市若松二丁目六番一一一〇九号
　　株式会社三星
　　代表清算人　岩田　啓明